

とちぎの伝統工芸品デザイナー派遣事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、本県伝統工芸品指定製造者の持つ技術等を活かして、現代の生活様式に合った新商品の企画・開発及びブランディング等の支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「申請者」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 県内の伝統工芸品指定製造者又は伝統工芸品指定製造者が組合等の場合は組合員等を代表者とした個人、事業者又はグループ

(2) 県内の伝統工芸士を代表者とした個人、事業者又はグループ

2 「派遣受入事業者」とは、第5条により派遣の受入が決定された個人、事業者またはグループをいう。

(支援期間)

第3条 派遣受入事業者の活動支援期間は、単年度とする。

(申請)

第4条 申請者は「とちぎの伝統工芸品デザイナー派遣事業申請書」(様式第1)を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

(派遣受入業者の決定)

第5条 前条により提出のあった申請書については、別に定める選考委員会において、以下に基づき、その内容を評価するものとする。

(1) 活動意欲

(2) 活動内容

(3) 適切な目標設定

(4) 取組の有効性

2 知事は、選考委員会の報告を受け、派遣受入事業者を決定し、結果を「とちぎの伝統工芸品デザイナー派遣事業決定通知書」(様式第2)により申請者あて通知する。

(支援内容)

第6条 前条により派遣受入事業者となったものに対して、県がデザイナーを派遣する。

2 新商品開発等に係る費用(デザイナー派遣費用及びPR動画制作費用は除く)は、派遣受入事業者負担とする。

(状況報告)

第7条 派遣受入事業者は、知事が別に定める期日現在における事業の遂行状況を「とちぎの伝統工

芸品デザイナー派遣事業活動状況報告書」(様式第3)により知事に報告しなければならない。

(廃止の届出)

第8条 派遣受入事業者が、事故等により活動を終了する場合は「とちぎの伝統工芸品デザイナー派遣事業活動廃止届」(様式第4)を知事へ提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 派遣受入事業者は、専門家の派遣がすべて終了した後10日以内に事業の成果等を記載した「とちぎの伝統工芸品デザイナー派遣事業実績報告書」(様式第5)を知事に提出しなければならない。

(派遣の中止)

第10条 派遣受入事業者が、以下の各号に該当する場合、知事は派遣を中止することができる。

- (1) 活動が行われていないと認められるとき
- (2) 第5条の基準を満たさなくなったと認められるとき

(成果の普及)

第11条 派遣受入事業者は、知事が本事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほかに必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3(2021)年5月28日から適用する。

附 則

この要領は、令和4(2022)年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5(2023)年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6(2024)年4月1日から適用する。